

令和2年度第2回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

- 1 日時 令和3年1月21日（木）午後3時から
2 場所 アキタパークホテル プラチナルーム
3 出席者 委員長 石田 英 憲
委員 及川 洋 千葉 一 明
鈴木 有扶子 清水 洋 一

4 議事

(1) 報告事項

① 県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について

千葉委員 鹿角地域振興局農林部の随意契約の工事（末広地区農地集積加速化基盤整備工事05906-K06）について、この工事の受注者は令和2年11月に建設業法違反により県から監督処分及び指名停止措置を受けているが、この工事の契約締結日（令和2年7月16日）時点で県は当該措置の原因となる事実について既に覚知していたか。

事務局 当該措置の原因となる事実が発覚したのは、当該工事契約締結後である。

及川委員 同じ随意契約の工事について、当初、条件付き一般競争入札であったものがどのような経緯で随意契約に移行したのか。

事務局 当該工事は、予定価格の事後公表のモデル的試行の対象工事であり、公告時点で予定価格が公表されていなかった。入札者は3者であったが、いずれも予定価格を超える入札額であった。再入札については、入札参加者のうち2者が再入札を辞退し、最終的に受注者となった1者が入札したが、再び予定価格を超える入札額であったことから、随意契約に移行し、同者と予定価格の範囲内で契約締結したものである。

② 指名停止等の運用状況について

－ 質疑・意見等なし －

(2) 審議事項

抽出案件① 《秋田地域振興局建設部：県単道路改築工事 01-I104-20》

及川委員 この工事の予定価格は事前公表であったか、それとも事後公表であったか。

担当課所 事前公表である。

（秋田建設部）

及川委員 失格者が随分多いが、どのような理由によるものか。

担当課所 県の積算基準書や労務単価、材料価格については公表しているため、県と全く同じく積算すれば、最低制限価格と同額の入札は不可能ではないが、やはり業者により若干の差異が生じるものと思われる。

及川委員 県発注工事全体としても、最低制限価格を下回ることにより失格となる者は多いのか。

事務局 令和元年度の実績ではあるが、県発注工事で最低制限価格を適用した工事は1,673件あり、そのうち約1割に当たる158件の入札において最低制限価格を下回る入札があった。

及川委員 積算基準は毎年改定されているのに対し、最低制限価格の算定式については直近2、3年ほど改定されていないようである。制度そのものは維持すべきとしても、最低制限価格の算定式についてはその時々々の情勢等に応じて見直す必要があるのではないか。

事務局 最低制限価格の算定式は、直近では平成30年2月に見直しが行われているが、これまでの見直しの傾向としては、最低制限価格を上げる方向で見直しが行われている。

算定式は「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」をよりどころとしている。県の算定式は同モデルと完全に一致してい

るわけではないが、ダンピング対策としては同等以上のものとなっていることを確認している。今後も、基本的には同モデルの見直しにあわせて算定式の見直しを検討することとなる。

建設政策課長 最低制限価格の算定式の見直しは、ダンピング対策の必要性の度合いに応じて行うものであるが、過去、最低制限価格の引き上げが続いた時期は、公共工事の発注量が少なかったことから、競争が激化し、落札率が低下していた。こうした状況が続くことで業者の疲弊が懸念されるため、算定式における係数の引き上げが行われてきた。一方、現在は、落札率が高位で安定してきている状況であることから、今後も、こうした受注の動向やダンピング受注のリスク等を踏まえながら、算定式の見直しの必要性を随時検討して参りたい。

及川委員 失格者は、最低制限価格を下回ったことにより失格となったことが分かるのか。

建設政策課長 入札結果は契約締結後に全て公表されるため、それにより事後に確認することができる。

抽出案件② 《秋田地域振興局建設部：地方道路交付金工事 02-F154-10》

清水委員 抽出案件の入札において最低制限価格近傍に入札が集中した理由として、手持ち工事数の少ない時期であったことから、入札参加者の受注意欲が高まったとの説明であったが、統計を見ても第1四半期、特に5月には契約締結件数が少ない傾向が見られる。一方、企業にとってはその年度のスタートダッシュの時期であり受注意欲も高い。そうした中でできるだけ多くの業者が工事を受注できるようにするためにも、年間の発注予定について早期に把握できると、業者が自社の対応力に応じた受注計画を立てることができる。また、一昨年、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正も行われたところであり、その理念の実現のためにも、施工時期の平準化が求められる。全国的に見ても秋田県は平準化が進んでいるようではあるが、今後もより一層平準化が進むと、業者も経営面・施工面で助かると思う。

建設政策課長 発注見通しについては、入札契約適正化法等に基づき年4回公表を行うこととなっているが、業者の受注計画の参考となるよう、さらにきめ細かく見通しを示すため、当初予算・補正予算の議決後にも発注見通しの公表を行っている。今後も、より精度が高く、業者の参考となるような内容で発注見通しの公表ができるよう、引き続き取り組み参りたい。

技術管理課長 施工時期の平準化については、雪国である秋田県は4～6月が施工に適した時期ということもあるため、債務負担行為や繰越明許費の活用を進めながら前年度中に発注し、翌年度4～6月には施工に着手できることを目標として、施工時期の平準化に取り組んでいる。

昨年の12月議会においても30億円程度の補正予算が組まれたところであるとともに、国会においても3次補正が審議されているところであり、これについても可能な限り早期に発注し、施工できる体制を整えて参りたい。

鈴木委員 最低制限価格の算定方法等については公表されているのか。

建設政策課長 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式については公表されている。個々の工事の最低制限価格等は、事前には公表されていない。

鈴木委員 低入札価格調査制度と最低制限価格制度が並立する意義はどのようなものか。

建設政策課長 いずれもダンピング防止の観点から運用されている制度であり、価格の算定式も同じであるが、最低制限価格制度は、最低制限価格を1円でも下回ると即失格となる制度である。本来であれば、入札参加者の企業努力による価格提示を無にしないためにも、個々の事情を調査し、工事の品質に問題がなければ契約締結するのが望ましく、その手続を踏む制度が低入札価格調査制度である。しかしながら、全ての工事において低入札価格調査制度を適用することとなると、基準価格未満の入札のたびに調査の必要が生じ、発注者・入札参加者双方の負担となる。また、ダンピング受注の観点からも、最低制限価格制度の適用により低価格での競争による疲弊が生じないようにす

るのが望ましいと考えている。

このようなことから、制度上最低制限価格制度を適用することができない総合評価落札方式による入札やWTO案件を除き、簡便にダンピング受注の防止が図られる最低制限価格制度を基本として制度を運用している。

及川委員 最低制限価格制度と低入札価格調査制度が適用される工事の比率はどうなっているか。

建設政策課長 総合評価落札方式の適用対象となり得る予定価格が4千万円以上の工事のうち、4割近くの工事が実際に総合評価落札方式により入札が行われており、これらの工事については自動的に低入札価格調査制度が適用されている。

予定価格が4千万円未満となる工事については、基本的には最低制限価格制度が適用されるため、全体としてみると圧倒的に最低制限価格制度が適用される工事の方が多くなっている。